

地域・区域・代表

1. 地域と区域

「地域」 自治の属地空間

地域主義 Regionalism 文化的亀裂（民族/言語/宗教）が領域性を有する
共通の歴史/文化的同質性を有する共同体

「区域」 国土の地理的区分 境界設定

行政執行の地理的範囲

行政の種類により国の各機関が設定（管区）／総合的行政の執行単位

国家政府にもっとも近い地理的単位 連邦国家では 「地域」

単一国家では 「区域」

近代国家 諸勢力・諸特権の一扫 新権力による統一国家建設

中央政府による地方と国民の把握／地方制度と議会 内政のインフラ

フランス1789年のテール 「県」

新たな地域単位の創設 全国土を Division に分ける 100 %官治の単位ではない

Division 居住者のうち一定の資格者

国の議会の構成員選出 国民統合/統治の正統性

Division の運営に関わる会議の構成員選出 自治の要素

日本の廃藩置県は？

vs 連邦的統合（連合から連邦へ ex.スイス、米国／植民地の統合による独立 ex.加、豪）

地域政体の統合 国民の創出→二院制議会の下院 国民代表機関

地域政体（→州）と国家政府の権限

地方制度は各地域政体

問題意識

地方制度 地方自治制度 地方行政制度

自治体は「地域」か「区域」か

自治の単位としての自治体／行政の単位としての自治体

都道府県の区域は不変、市町村の区域は合併により変化

自治的性格の弱化 議会への関心低下

地方分権の停滞

→ 自治体の「区域」化が進んでいるのではないか

2. 自治体の区域と選挙区

国会 ・議員定数配分における都道府県 → 選挙区画定

1889年選挙法、1925年選挙法、1947年選挙法、1994年選挙法（小選挙区）

・自治体の区域を選挙区 → 議員定数配分

1900年選挙法、1945年選挙法、参議院

・自治体の区域とは無関係の選挙区

1994年選挙法（比例区）

地方議会 ・都道府県議会選挙区は市町村の区域

地域代表性 市町村の区域を選挙区としてその代表を得る

ゲリマンダーの回避 区割りの第三者機関なし

・県庁所在市選挙区の定数の多さ（ex.鹿児島選挙区定数17）

しかし ・合区 市町村の区域を越える選挙区 地域代表的性格は薄れる

合併 市町村の区域自体の拡大 権力の遠隔化 自治体の性格に変化

問題意識

自治体の区域を選挙区とする

①選挙区と地域代表性 選出される議員は地域代表的性格？

参議院 都道府県、境界変更なく区域は変わらず

しかし合区による選挙区拡大

都道府県議会 市町村、境界変更（合併）で区域に変化

合区による選挙区拡大

②まず選挙区の区域がありそこに定数配分

選挙区定数の異なる選挙区の混在 → 異なる選挙制度が併存（SMPとSNTV）

県庁所在市は2桁定数選挙区 それ以外は1人区～数人区

1票の較差対応で非都市圏に広大な1人区が発生

都道府県議会選挙 1人区の無投票の多さ 選挙＝代表選出機能 果たさず

選挙区・・・議員選出の地理的単位、投票の地理的単位

or 地域代表選出単位

or 議員にとって選出基盤 地域代表的振る舞い（選挙区への利益誘導）

政治家と選挙区 選挙区の安定

選挙区の私的性格 個人後援会、世襲

候補者擁立におけるリスクとコストの意識 （vs 有権者への選択肢提供、競争性）

1人区 無投票の多さ（都道府県議会）／野党共闘（参議院）

複数定数選挙区 棲み分け

3. フランス革命と「県」の設置

(1) アンシャン・レジームの地方機構 錯綜

諸特権・個別利益と連動した地域単位

司教区 diocèses、地方総督区 gouvernements、総管区 généralités、バイヤージュ baillages

多様な単位とその区域の共存と競合

制度としての統一性の欠如・・・王国の非一体性

(2) 革命

1789.5.5 全国三部会招集

6.17 「国民議会」 Assemblées nationale の名称の確立

8.4 封建的諸特権廃止の国民議会決議

8.11 「諸特権の廃止に関するデクレ」 *Décret relatif à l'abolition des privilèges*

領主裁判権 (第4条)、十分の一税 (第5条)、売官制 (第7条)、

租税特権 (第9条)、地域的諸特権の廃止 (第10条)

権力の空白 近代的制度の構築 (画一的な地方制度と議会への代表選出)

12.22 「第1次集会及び行政会の設立に関するデクレ」

Décret sur la Constitution des Assemblées primaires et des Assemblées Administratives

○王国の新たな区分 division として 75 ~ 85 の département の創設 83 (1790.2.26)

各県に 3 ~ 9 の districts、各 district に面積約 16 平方 km の cantons

○国民議会への代表選出 県の枠組みのなかで立法国民議会選挙

citoyens actifs と citoyens passifs の区別

強制委任禁止

各カントンに少なくとも第1次集会創設

第1次集会は能動市民 100 人ごとに 1 選挙人を指名

各県で第1次集会で指名された選挙人が国民議会への代表を選出

国民議会議席数は県の数の 9 倍 747

○現場の行政機関

Administration de département 36 人構成 28 人 conseil de département

8 人 directoire de département

Administration de district 12 人構成 8 人 conseil de district

4 人 directoire de district

Administration de district は Administration de département に従属

4. 明治維新と廃藩置県

(1) 廃藩置県と府県会

1868 (M元) 天領→府または県 新政府直轄

1869 (M2) 版籍奉還 知藩事

1871 (M4) 藩→県 (廃藩置県) 261 の藩→3 府 72 県 1889 (M22) 3 府 42 県

府県は国の行政区画

1878 (M11) 府県会規則 自治体としての性格付与 議員選挙

- 第 1 条：府県会は地方税を以て支弁すべき経費の予算及びその徴収方法を議定する。
 第 10 条：郡区ごとに 5 人以下を選出
 第 13 条：議員資格 25 歳以上の男子、郡区内に本籍・3 年以上居住、地租 10 円以上
 第 14 条：選挙人資格 20 歳以上の男子、郡区内に本籍、地租 5 円以上

(2) 1889 衆議院議員選挙法

議員選挙は、府県会が先行
 選挙法草案 1887 頃起草
 選挙区の単位を自治体（町村）ではなく、行政単位としておかれた郡区とする
 地域代表でなく国民代表
 人口 12 万人につき議員 1 人を府県に配当／府県内の選挙区 10 万人ごとに議員 1 人

5. 県は「区域」か「地域」か

区域 国の地方行政単位として設置
 自治体 議会と選挙
 設置以来地理的範囲に変化はなく存続
 県民としてのアイデンティティ、愛着心は？
 フランス レジオン 広域地域単位の創設→自治体化（議会と選挙）22
 さらになる広域化 2016 に 13 革命前の Provence や Pay
 県を存続させながら、経済広域化に対応する広域区域を設置/自治体化

6. 自治体の区域と選挙区

選挙区：代表選出の地理的単位、投票の地理的単位
 自治体の区域との関係

(1) 衆議院

「中選挙区制」 まず都道府県に議員定数配分

1925 議員 1 人あたり人口 13 万人 466 を道府県に人口に比例して配分
 6 以上の配当を受けた道府県は、城内を定数 3～5 の選挙区に分割
 →全県 1 区が 7 県、2 選挙区が 21 県、3 選挙区が 11 府県、4 選挙区が 3 県、
 5 選挙区が北海道と 2 県、6 選挙区が大阪府、7 選挙区が東京府
 選挙区数 122

1947 議員 1 人あたり人口 15.5 万人 466 を都道府県に人口に比例して配分
 6 以上の配当を受けた道府県は、城内を定数 3～5 の選挙区に分割
 →全県 1 区が 9 県、2 選挙区が 19 府県、3 選挙区が 9 県、4 選挙区が 4 県、
 5 選挙区が北海道と 3 府県、7 選挙区が東京都
 選挙区数 117

選挙区は市町村の区域を分断しない

「小選挙区比例代表並立制」

小選挙区議員定数 まず都道府県に配分
 都道府県内で配分数と同数の選挙区画定

選挙区数 300 定数減→ 289

市町村の区域の分断、合併の進行とともに多くなる

比例代表議員定数 11 ブロックに配分 ブロックは「区域」

比例区・・・政党の名簿の単位

ex. ドイツは州が比例区。州ごとに政党が名簿準備

日本の政党は？

(2) 参議院

2 種類の選挙区 全国と都道府県

1947 年参議院議員選挙法案審議 第 91 回帝国議会 大村清一 国務大臣

参議院を「衆議院とは出来得るだけ異質のものたらしめる為には(・・)被選挙人の年齢及び選挙区の構成に付て、衆議院議員の選挙の場合と異ならしめる」

被選挙人の年齢を衆議院の 25 歳より高い 30 歳以上

各都道府県の区域と全国区域の 2 種類の選挙区を設定

前者は地域代表的性格、後者は職能代表的性格をもつと説明

都道府県の区域が選挙区 そこに議員定数配分

都道府県の区域を選挙区としてそこで選出される議員・・・地域代表的性格？

憲法第 43 条

合区

(3) 都道府県議会

市町村の区域を選挙区とする

自治体の区域が選挙区→自治体は「地域」か 自治の単位からの代表

「区域」か 投票の地理的単位

政治性が入らない（恣意的選挙区設定が「リマンダリング」防止）

2013 (H25) 「郡市の区域」の変更(法改正)

地域の実情に合わせて「一の市の区域、一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域、隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本とし、条例で定める」

合区でも地域代表選出と言えるか

1 票の較差の問題 地域代表性 vs 人口比例代表原則

7. 市町村

合併による区域の拡大

もつとも身近な政府だが、身近さがなくなる

行政区域化の進行 自治体（自治の単位）としての住民の関心低下

一方、狭域の日常生活空間的共同体「地域」の形成、民間や住民による相互扶助